

誓 約 書

山口県民文化ホールいわくに(以下「シンフォニア岩国」という。)において、商品の展示販売等を行うにあたり、特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)及び消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年3月29日山口県条例第1号)等関係法令を遵守し、下記の事項に留意することを確約いたします。

なお、これに反する行為があった場合は、施設使用許可が取り消され、今後の使用が認められないことになっても異議はありません。

また、この処分に伴う損害は、使用許可申請者が負うものとします。

年 月 日

山口県民文化ホールいわくに館長 様

住所(所在地)

団 体 名

氏名(代表者)

⑩

(使用許可申請者又は使用責任者が記名・押印してください。)

記

1 商品の展示販売等に関して

- (1) 販売を目的とする展示会であることを明確にすること。
- (2) 本人の意に反する強引な販売をしないこと。
- (3) 将来の利益性等、不確実な要素で購入誘導しないこと。
- (4) 未成年者への販売にあたっては、保護者等の了解を得ること。
- (5) 連絡先を明確にし、解約の申し出には誠意をもって対応すること。
- (6) シンフォニア岩国との関係について、来場者が事実誤認することのないよう配慮すること。
- (7) シンフォニア岩国より指示された事項を遵守すること。
- (8) その他この催し物に関して問題が生じた場合は、誠意をもって対応すること。

2 展示品等の管理に関して

- (1) 準備又は後片付けのための時間並びに催物開催時間中の展示品の管理責任は申請者にあることを確認し、事故が発生することのないよう展示品等の管理を十分に行うこと。
- (2) 複数日にわたり商品の展示販売等を行う場合について、閉館から翌日の開館までの間、利用施設内の高額な展示品等は持ち帰ること。万一、持ち帰らなかった展示品等に不測の事故が発生した場合、山口県及び指定管理者に対して損害賠償を求めないこと。